

# 特定非営利活動法人 つくし 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくしという。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市上京区堀川通丸太町上ル上堀川町114番地に置く。

2 この法人は、事業を実施するため、次に掲げる名称の事業所を置く。

- (1) 指定障害福祉サービス事業所 つくしハウス
- (2) 指定特定相談支援事業所 つくしハウス

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神障がいのある人（以下、精神障がい者と略す。）が地域で就労し安心して生活できるよう、日常生活や社会生活における個別的な相談支援を行い、精神障がい者の自立を支援し、必要な環境を整えること及び精神障がい者問題に対する社会的理解を促進する事業を行う。そして、そのことをもって、精神保健福祉施策の充実と地域の精神保健福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- 1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- 3) 精神障がい者が社会生活を営むために必要な施設等を運営する事業
- 4) 精神障がい者の家族への支援
- 5) 職員の教育・訓練活動、情報交換、地域や施設間でのネットワーク化を関係者とともに促進し、精神障がい者への社会的理解を高める事業
- 6) 精神障がい者への就労支援事業
- 7) 精神障がい者問題についての提案及び助言を推進する事業
- 8) 精神障がい者問題についての調査、研究活動

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を指し総会における表決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体を指し総会における表決権を有しないもの。

#### (入会)

第7条 正会員及び賛助会員は特に入会の条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 7～11 人
- (2) 監 事 2 人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、また、1～2人を副理事長とすることができる。
- 3 理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。副理事長不在の場合は、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事が理事長の職務を代行する。
- 4 業務執行理事は理事会の議決に基づき、法人の常務を処理し、日常の業務を総括する
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、同通常総会が役員の任期の開始の日から2年以内に開催されない場合は、2年とする。なお、再任は妨げない。

- 2 役員選任後2年以内に後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終

結するまでその任期を伸長することができる。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、その職務実態に即して報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 第 3 条に定める目的の達成に向け、第 5 条に定める事業を実施するとともに法人事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 第 2 条 第 2 項第 1 号に規定する事業所に、施設長を 1 名置く。また、副施設長を若干名置くことができる。
- 3 施設長及び副施設長は、理事会において選任及び解任する。施設長及び副施設長以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 職員に関する規程は、理事会において定める。

## 第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について、提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。なお、第 51 条にかかげる定款の変更についても同様とする。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより総会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選任
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が、理事会の目的である事項について、提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより理事会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第7章 資産、会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付及び助成金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する資料は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 53 条 この法人が解散（破産手続き開始の決定を除く。）したときは、総会において清算人を選任する。又は清算人を選任しない場合は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会で議決した者に譲渡する。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場及びホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑 則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則及びこの法人の運営に必要な規則等は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この定款の施行に伴い、共同作業所つくしハウス及び共同作業所嘉楽小路つくしの設立要綱、関係諸規則、規程等についてはこれを廃棄する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条の規定にかかわらず、設立総会において選出された別項名簿のとおりとし、その任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、2005 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は第 8 条の規定にかかわらず、正会員 2,000 円、賛助会費 1 口 1,000 円（1 口以上）とする。ただし、設立初年度の会費は徴収しないものとする。

(別項) この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |    |    |
|------|----|----|
| 理事長  | 廣瀬 | 勝  |
| 副理事長 | 西村 | 卓郎 |

|   |   |     |     |
|---|---|-----|-----|
| 理 | 事 | 大西  | 末   |
| 理 | 事 | 川岸  | トシ子 |
| 理 | 事 | 國木  | 悠子  |
| 理 | 事 | 杉村  | 京子  |
| 理 | 事 | 中神  | 邦雄  |
| 理 | 事 | 林   | 信雄  |
| 理 | 事 | 原   | 龍治  |
| 理 | 事 | 南下  | 建一郎 |
| 監 | 事 | 梅原  | 正之  |
| 監 | 事 | 余根田 | 保   |

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。